

Q&A

Q 指定廃棄物の一時保管による周辺環境への影響はないのですか？

A 指定廃棄物は、丈夫な袋（フレキシブルコンテナなど）や容器へ収納するなど、飛散・流出したり、悪臭や害虫が発生したりしないように、また、遮水シートなどで覆い、雨水などが入らないように保管されています。さらに、空間線量率を測定し、周辺への影響がないことを確認しています。

Q 指定廃棄物は安全に処理されるのですか？

A 指定廃棄物は、放射性物質汚染対処特措法に基づき、必要に応じて焼却などの減容・安定化を行ったうえで、埋立処分を行い、長期的に管理します。常に処理施設の敷地境界での追加被ばく線量を年間1ミリシーベルト以下となるよう安全管理を徹底します。国は周辺住民のみなさまに安心して生活していただけるようこれらの基準を遵守します。

Q 追加被ばく線量が年間1ミリシーベルトとはどういうことですか？

A 放射性物質汚染対処特措法の基本方針において、「処理などに伴い周辺住民が追加的に受ける線量が年間1ミリシーベルトを超えないようにするものとする」とされています。これは、原子力安全委員会において、周辺住民の放射線被ばくが合理的に達成できる限り低くなるよう講じるための対策として示されているものです。

※実際には、処理施設と生活空間との間には距離があるため、追加被ばく線量は著しく小さくなります。

身の回りの放射線からの被ばく量

海外旅行の場合	医療の場合
	
東京ーニューヨーク 飛行機の旅（往復） ～0.19ミリシーベルト	胃エックス線検診 （1回当たり） 3ミリシーベルト程度

出典：放射線医学総合研究所ホームページより

環境省では、指定廃棄物の処理にご理解いただけるようホームページを通じ、情報発信を行うとともに、わかりやすい資料・リーフレットを作成し、関係者に対して、きめ細かな説明を行っていきます。

お問合せ窓口



指定廃棄物の
いまとこれから

指定廃棄物とは？

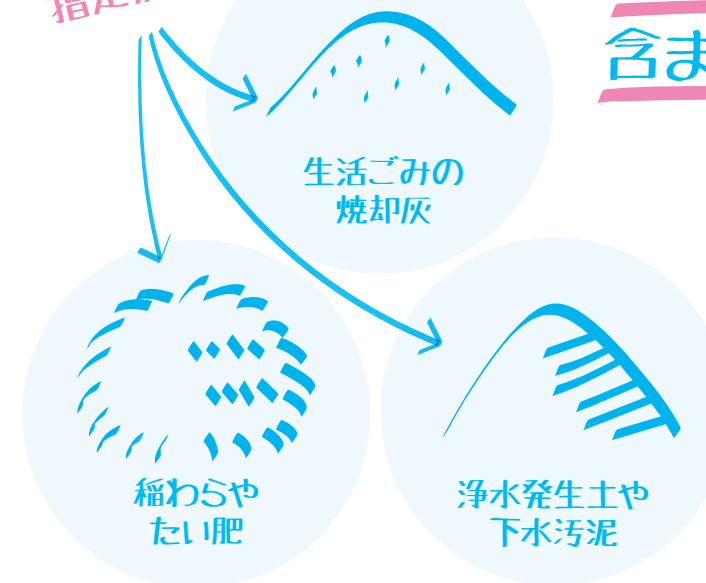
平成23年3月の原子力発電所の事故によって放出された放射性物質が、ごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わら・たい肥などに一定濃度を超えて含まれているもので、環境大臣が指定したものが指定廃棄物です。これらがどのように発生し、今どうなっているのか、みなさまにご説明します。

指定廃棄物

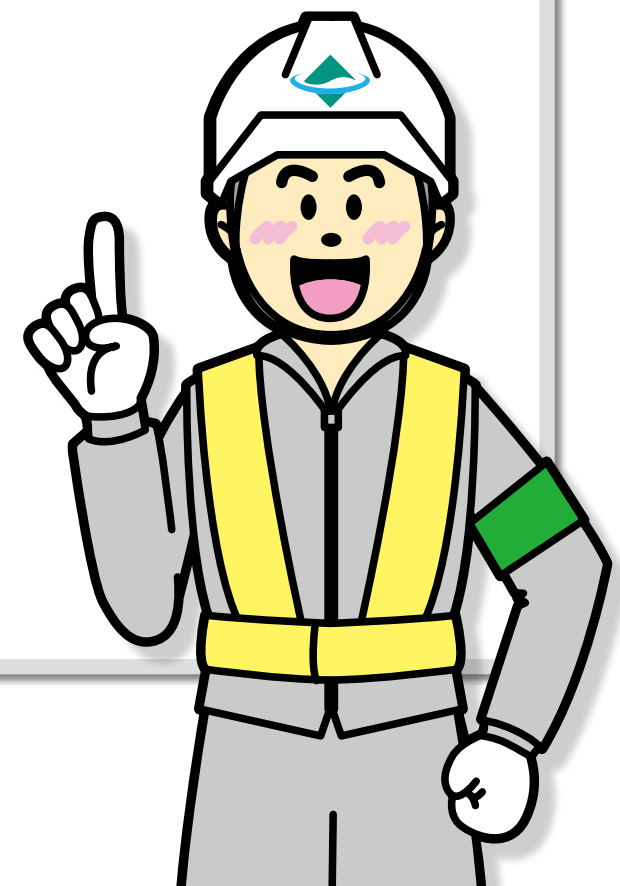
身近にある
これらの一部が
指定廃棄物となっています

放射性物質が
ある一定濃度を超えて
含まれているもの

環境大臣が
指定！



国が責任をもって
適正に処理する！





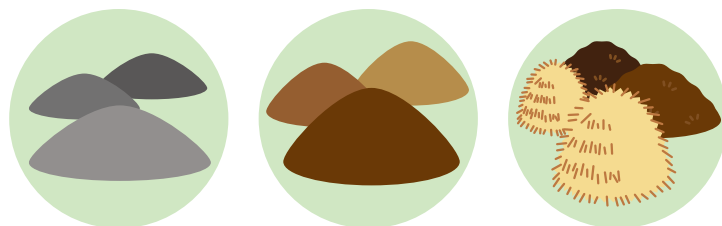
みなさまの生活の中で排出されたごみの焼却灰などに放射性物質が付着し、指定廃棄物が発生しました。



放射性物質に汚染された廃棄物の発生経緯

東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風によって広い地域に移動・拡散し、雨などにより地表や建物、樹木などに降下しました。これが、私たちの日常生活の中で排出されるごみの焼却灰、浄水発生土、下水污泥、稲わらやたい肥などに付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生しました。

これらの汚染された廃棄物のほとんどのものは放射能濃度が低く、一般の廃棄物と同様の方法で安全に処理できます。一定濃度(1キログラム当たり8,000ベクレル)を超えた一部のものについては、処理に当たって一定の配慮が必要なため、これらは、指定廃棄物として、国の責任のもと、適切な方法で処理することとなりました。



※浄水発生土とは、浄水施設で河川水などをろ過することにより取り除いた砂などを脱水したものです。



処理に向けた取り組みについて

指定廃棄物の処理は、県内の既存の廃棄物処理施設をできる限り活用し、指定廃棄物の処分を進めます。しかし、できる限り早期に処理するため、指定廃棄物が多量に発生し、保管がひっ迫している県においては、国が当該県内に必要な処理施設を確保します。現在、市町村長会議を開催するなど、地元の方々のご意見やご意向を十分に踏まえ、その確保に向けて取り組んでいます。その一方で、国による処理体制が整うまでの間は、ごみ焼却施設や浄水施設、下水処理施設、農林業施設の施設管理者などにやむを得ず一時的な保管をお願いせざるを得ない状況です。

※他県で発生している指定廃棄物を持ち込むことはありません。

指定廃棄物の処分方法とは

現在、発生している指定廃棄物のほとんどが、8,000ベクレル/kg超～10万ベクレル/kg以下※です。これらの廃棄物は、雨水の浸入の防止などの一定の対策を講じたうえで、通常の処分施設、または、コンクリート構造で遮断された処分施設で処分可能です。(8,000ベクレル/kg以下の廃棄物は、通常の処分が可能です。)

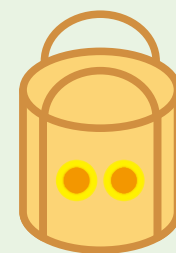
※指定廃棄物は量を減らし、安定した性状にするため焼却処理などを行います。それにより放射性物質が濃縮され、10万ベクレル/kgを超えるものが含まれる可能性があるなどの場合には、コンクリート構造で遮断された処分施設で処分します。

8,000ベクレル/kg以下



通常の処分が可能

8,000～10万ベクレル/kg



一定の対策を講じ、通常の処分が可能



処分する指定廃棄物のレベルは？

原子力施設で発生する廃棄物を、コンクリート構造で遮断された施設で処分(コンクリートピット処分)する場合、放射性セシウムで1キログラム当たり1,000億ベクレルまで処分が可能とされており、この上限値と指定廃棄物(8,000ベクレル～10万ベクレル程度)を比較すると約100万分の1以下と、はるかに小さい数値になります。



指定廃棄物は原子力施設で発生する放射性廃棄物ではありません。